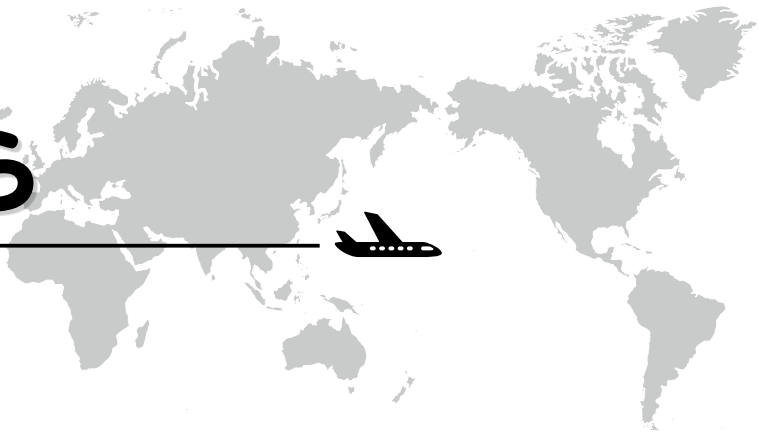


もっと 遠い空から

アラフィフで 北京留学 **中編**



白井 隆行 (50期)
●Takayuki Usui
当会国際委員会副会長

〈略歴〉
2003年5月 米国Duke University
School of Law, LL.M.
2004年9月 ニューヨーク州弁護士登録
2017年2月 香港司法試験
(Overseas Lawyers
Qualification Examination)
合格
2018年9月 中国人民大学法学院留学
現在 リップル法律事務所所属

先日、ある若手弁護士の先生から、中国人民大学法学院（本学院）への留学に関心があるのでお話を伺いたいのご連絡をいただきました。WeChat IDを交換してスマホでお話しました。ただひたすら中国に行きたいという熱情に駆られて来た私と違って、若い方なのに留学について非常にしっかり考えられてい

て驚きました。その際にお尋ねいただいたことに対する、私なりの回答を書いてみました。

1 留学することに意味はあるのか。 実務を積んでいけば よいのではないか

留学の意味は、実務から離れられることにあると思います。実務ではともすると目の前の案件に追われ、その解決ばかりに頭がいきがちです。留学すると、それらから自分を隔絶させることができます。ある外国のある法律のことをただじっくり学べばよい時間ができます。おそらくそうしてこそ、目を見開かされること、気づかされること、腑に落ちるようになることが多々あるはず。私は、

新しい外商投資法についての論文を書いたとき、特にそのように感じました。

また、留学は自分の実務の軸足を別の方向へ移していくきっかけにもなり得ます。私は弁護士になりたての頃は、知的財産権関係の案件が多かったのですが、以前米国デューク大学に留学したときには会社法・金融法関連の授業を多くとり、



多国籍の同級生らとの中国語の授業(筆者は前列右から3番目)

『Delaware Journal of Corporate Law』に論文が掲載され、帰国後はそちらの方にベクトルを振り向けることができました。

2 中国に行って英語で法律の授業を受けて意味があるのか

外国人向けの英語での法律の授業であれば、予備知識なしに受けられます。例えば、中国では土地は、私有することができません。このことはご存じでしょう。国有か集団所有かのいずれかしかないのですが、この集団所有というのがどういうことなのか、よくわからないのではないのでしょうか。

本学院の朱岩教授は英語での物権法の授業で次のように簡潔に説明してくださいました。「中華人民共和国（PRC）はソ連の助けを得て1949年に建国された。PRCはどのようにして国民党との戦いを続けることができたのだろうか。それはPRCが勝利したら土地を与えると農民に約束したからである。勝利した後、PRCは約束を守らなければならなかった。そこで1949年から52年にかけては土地の私有財産制が採用された。しかし、しばらくするとソ連システムに切り替えられた。計画経済を進めるために土地は公有化されなければならなかったのである。都市部の土地は国有となったが、農村部の土地は先述の経緯もあって農民による集団所有となった。」

私がお後を受けた中国語での民法や環境法の授業でも集団所有に話が及んだことがありましたが、上記のような説明は一切ありませんでした。中国人の学生であれば当たり前すぎることだからでしょう。

英語での法律の授業は、留学経験のある教授が受け持つことが多く、比較法的観点が重視されます。彼らは外国法を知りたがります。テスト等でも、中国法と日本法をうまく比較すると好評価がもらえます。日本人弁護士である私たちにはお手の物ではないのでしょうか。

私は以下の比較をしました。

中国法入門：裁判員と人民陪審員

司法制度：裁判官及び裁判所職員
 刑事訴訟法：取調べの可視化
 贈収賄法：公務員と公職人員、贈収賄の目的物
 契約法：事情変更の原則
 会社法・証券取引法：世銀のDB Reportにおける
 両国の会社法の評価が正しいか
 商取引法：利息制限
 国際商事仲裁法：Definite Arbitration Institution
 とSeat of Arbitration
 知的財産権法：特許権侵害の損害賠償の算定方法
 と仮処分
 労働法：家政婦等の扱い



留学生奨学金学習成績優等賞と国際学生卓越奨学金の証書

中国人の学生らは好成績を目指し、熾烈な戦いを繰り広げています。法学部から上がってきている学生も多いです。初めから同じ土俵で戦うのは厳しいと思います。また中国語でしか講義をしない教授の中には比較法的観点を重視せず、レポートでは「比較法はあまり重視しない。意味があるとしたら、彼らがなぜそうしているかという点においてだけだ」と明言した教授もいます。

また、中国語での法律の授業は「選課」（課目登録して単位を取得する）でも聴講でも受講できます。1年目の英語での法律の授業は午後2時から5時まで行われ、語学の授業が週1回午前中に行われますが、そのほかは午前中と夜の中国語での法律の授業を受けられます。私は聴講を断られたことは一度もありません。発表させてくださる教授もいます。選課も調整すれば単位にできます（単位が足りたので私はしませんでした）。

良い成績にはご褒美があります。まず、奨学金がもらえます（額は年毎に異なります）。

また、教授から評価され親しくなれます。本学院の教授は皆非常に忙しいのでなかなか相手にしてもらえないのですが、優等生には優先的に指導やアドバイスをしてくださいます。そのような関係は、その後も役に立つことと思います。ちなみに私はオールAでした。

3 北京でなく上海の大学で学んだ方がよいのではないか

確かに、日本企業の進出は北京より上海の方が多いです。

しかし、北京には、全国人民代表大会、国務院、最高人民法院の三権が集まっており、中国の国家意思はここ北京で形成されているのです。それゆえ、中国のトップローファームの多くも北京に軒を連ね、中国企業の中でも本社を北京に移す企業が増えています。

また、北京市民が人大と聞けば「党の大学」と連想するように、本学院も共産党と親密な関係にあり、本学院の教授らも立法、規則制定、司法解釈などに密接に関与しています。

例えば、最近では張新宝教授が民法総則の立法に携わり、環境法の授業では竺效教授が環境基本法の改正について全人代に意見を求められた際のことを、人民大会堂での細かいやりとりまで、臨場感をもって話してくださいました。首都にあるベストロースクールである本学院で学ぶことの意義は大きいと思います。

4 どの国の出身者が多いか

私の学年は、アメリカ、フランス、ブラジルが多かったです。

アメリカが多いのは、今後も中国から留学生をアメリカに送り込み続けたいから、アメリカからの受入れ実績を作っておこうという中国の思惑があるのでしょうか。後二者は本国での経済悪化等による弁護士の雇用状況の影響があるのではないかと思います。

冒頭の彼のような意欲ある日本人弁護士を、本学院は熱烈歓迎します！

▲



TOPPAN



東京2020オフィシャルパートナー(印刷サービス)

凸版印刷は、東京2020オリンピック・パラリンピックを応援しています。

凸版印刷株式会社 www.toppan.co.jp 〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町1番地